

うという事でござります。で、これについては實際にいまは任意に申し出られるという制度になっておりまして、その辺が非常に今後の取り扱いがむずかしいんでござりますけれど、定年退職というのはあくまでもこの決められた年数に、定年によつてやめる人ですよという事で、現在の勧奨制度というのは要するにその人の自己の判断によつて申し出てやめるということで全く性質が違つてござります。

したがつて、これについての具体的なる一つの何ていうんですか、待遇問題になりましてけれど、一応退職手当組合の条例におきましてこの規定に基づきます退職者については退職金の加算という制度がござります。その辺が非常に今後の問題点になるわけがござりますけれど、現在、各関係の構成団体の担当課長においてこの辺の対応、あるいは退職手当組合におきます退職手当の支給の率の加算とか、そういうものを不利益にならないような形で何とか残さうというふうな、いま研究がされております。条例施行日が昭和六十年三月三十一日でござりますので、これから一年ちょっとかけまして、もちろんその以前から決めますことは決めた

くちやいやいなんでござりますけれど、その間にさういったものを研究しようというふうな、いま考え方でござります。

で、当中におきましては一応この勧奨退職に伴います訓令というのは、昭和六十年三月三十一日で一応廃止しようというふうな考え方でござります。それから、この管理、監督におられます職員、いわゆる具体的に申し上げますと課長以上でござりますけど、現在三十五人でござります。その関係のいわゆる管理、監督の方、時期や支給日がこれこれだということはそれぞれが任命権者のもとでやはり訓令によつて明確に規定しようというふうな考え方でござります。

○二十四番(関 米吉君) 非常に危険な考え方の答弁だと思ふんですが、よ。というのはいわゆるこの訓令の中身についてはまだこれから詰めるんだと。そして何とかしたいんだと言つておいて施行期日をぴちやつと決めちゃつてゐるわけですね。六十年の三月三十一日から施行する。施行期日を先に決めちゃつておいて、それに関連する訓令についてはこれからまた着目詰めていくんだという考え方はちよつと私納得がいさかぬ人ですけれど

ども、その辺はどうかですか。

本来これははっきり言うことの申身の問題についても検討されて、
うしてこの日に実施したんだという形で提案されるのが普通の提案の
仕方じゃないかと思うんですが、先に新しい条例の方を先行させてお
いてそれに関連して最も緊要な関係がある高齢職員の勤奨退職
に関する基準、これに大変な絡みが僕はあると思っています。

その問題を話し合おうと、それをこれから各関係でもって検討して何
とかしたんだという形の提案はちよつといふさかうなはずじゃないですか。
ど、その辺どう説明していただけるのか。これだったらずっと継続審査
するよりいいでしょう。総務委員会で。その絡みがあからぬい
に……。〔休憩〕と呼ぶ者あり〕

○総務部長（浅見裕康君） 確かに直接的にこの定年を定めたという
ことと勤奨制度が現在実施されているという事については御指摘の
とおりでございます。

ただ現実問題としてこれらの確定したものは要するに一番何という

んですか、実質的に影響するのは退職金の問題という形に現在な
なつてしまつております。この辺の決定したものがございまして、
廃止はできないというふうな形でございまして、その辺のところは現
实的に訓令を廃止せざるを得ないでございすけれど、それらの受け皿で
は、そういうものについてやはり確定したものを、いま検討しているとい
う趣旨で御答弁申し上げてしまつたんでございすけれど、仮に手当とい
うのを全く抜きにいたしました。本質的に職員の任意であろうが申し出
て退職をするという事と法律に準拠した条例によつて退職する
という事は基本的に全く逆なことでございすので当然その辺の配慮
はしないやないわけではございすけれども、現実に現在私どもの訓令
の内容は五十五歳で申し出てもよろしいというふうな事になつてお
りまして、基本的には管理職五十七歳、それから一般の市の職員――係長以下
は六十歳というふうな規定になつておりました。そういう意味にお
いてはこの訓令の今後どうするかという事を確定した中で確かにこの
条例が提案されて公布施行されるというのが順序だと思ひますけれども、その間に

まして一応パツと廃止してしまふものか、あるいは廃止した場合に今後、先ほどのまた退職の方に触れますけど、退職金の方に触れますけど、そちらの影響がどうなるのかとかいうようなことが残されておりました、要するに退職手当組合との絡みも若干ござりました関係で私どものこの勸奨制度の廃止、そういうものは予定としてただいま申し上げましたより昭和六十年三月三十一日という考え方を持っておりますけれども、現在のところ、それは今後は生かしておくと。

したがって、結果において本年この勸奨制度の対象になります職員員につきましては申し出がありましたらそれ相応の規定の中で適用してそういう措置をとるといふような考え方を持っておりますのでございします。

○二十四番(関 米吉君) 私はどうしても納得がいかないんですね。結局、

いま部長いじくも言ったとおり六十年三月三十一日からやらうんだと。そうすると、それ以降この訓令を残しておくことは絶対にできないです。二つ置いておくわけにいかないんです。そうすると、この条例はこうなっちゃう、何だかんだと言つて労使の問題でいろいろと話し合う中で条例の方が先も

う施行期日まで決まっちゃうんであるんだという形でもって、どんなことをやろうと見切り発車でざるを得ないというふうなまた変なことが起きてくるんじゃないかというのを僕は懸念するわけですよ。

いずれにしても、部長もとにかくそういう点は認めておるわけですから、総務委員会でこの問題は当然付託になつて十二分に御審議されるだろうと思ひますので、そちらの御審議に私はやだねますけれど、私としては、いままでの答弁では納得いきかねるというところだけ申し上げておきたい、こういうふうに思ひます。

○十一番(原 敏子君) いまの関議員の質問の中でもありましたけれども、これは、この条例を提案するに当たつて市職との話し合ひはどんなふうになつてゐるか、それだけ。

○総務部長(浅見裕康君) いちう団体交渉を実は長い間、これも給与条例と並行して実施したわけでございますけれども、一応全部妥結をしております。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

○お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第八議案第二十六号 福生市議会の議員の

昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御説明を申し上げます。

この条例は、議員に支給する昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定めるもの、第二条におきまして支給割合は百分の五とし、このように決めたことといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいということでございます。

簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、

原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第九議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、御説明を申し上げます。

本条例は、たゞし御決定いただきました議案第二十六号と同じく福生市の一般職員に對しまして支給いたします。昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、その支給割合は第二条におきまして百分の五十、このようにいたしましたというものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日より施行いたします。

簡単でございますけれども、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十七号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十七号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十 議案第十一号 福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君登壇)

○選挙管理委員会事務局長(篠崎 寛君) 御指名がございましたので、議案第十一号 福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。立会演説会の制度は従来公職選挙法の規定によりまして衆議院議員と選挙区選出の参議院議員、それと都道府県知事の選挙についてはこの法律の定めるところに従いまして公営の立会演説会を行うことが義務づけられております。また、都道府県の議会の議員と指定郡市の議会の議員及び市町村長の選挙では任意性をとっております。

条例で定めるところによりて公営の立会演説会を行うことができるところとなつていたところでございます。これが昨年十一月二十九日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布施行されました。立会演説会の制度そのものが任意制をも含めまして全部廃止になりました。この改正法によりますと衆議院議員及び参議院議員以外の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後に告示が行われる選挙から適用されることになっております。

こういったことで当市の選挙管理委員会では改正法によりて法律上、その制度がなくなったものでありますので、市長あて廃止条例の提案を依頼したものであります。よつて昭和四十二年、条例第十号で制定された福生市長選挙公営立会演説会条例は、本条例により廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ですが、議案第十一号の提案理由並びにその説明に

かえさしていただきます。

よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) いまの廃止のことについてちょっと知りたいんですけれども、

確かに公職選挙法が変わりまして、たとえばこの次の市長さんの選挙がそういうのかな。十日が一週間になったり、次に四年後に予定されるであろうわれわれの選挙も解散とかリコールがなければ、十日が一週間になるとかいろいろな改正があったわけです。

その中で、いまの立会演説のことについても変わった人ですけれども、いまの篠崎さんの説明の中でよくわからなかったんですが、いままでは任意でやっていた。今度はその条例の公職選挙法が変わったから、今度市の方でもこの条例は廃止するということなんですけれども、要するに立会演説会をやっちゃいけないというふうになったと理解していいのか。立会演説会というものは別に

それだけの市の条例によって決めることはできるけれども、法律だからやめましょくというふうになっているのか、できないのか、やめようと言っているのか、そういうことについて知りたい。できるけれどもやめるのか、できなくなっちゃったのか、その二とを……。

○選挙管理委員会事務局長(篠崎 寛君) 自席からお答えを申し上げます。

公職選挙法の改正によりまして、いわゆる義務性の立会演説会、それから市の条例で定めてできるふうになっております任意性と申しますが、そういう立会演説会も行えないうような改正になっております。であります。法律上、その立会演説会制度そのものの制度はなくなったものでございます。

それで、では条例があればできるのかどうかというふうなことでございしますが、これは公職選挙法の百六十四条の三という規定がございまして、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会を除くほか、いかなる名義をもってするも問わず開催することができないということで、立会演説会がいままであったものがなくなりました。そうしますと残っているのは個人演説会だ

けど、
こういふことでございます。

それから、法律から言へば個人演説会は元來それですけれども、立会演説会という事になればそれは公営はできないという理解でよろしいかどうか。

○選挙管理委員会事務局長（篠崎 寛君） 法律に規定がないとせん
ものですからでないといふことで御了解いただきたいと思います。（了解と
呼ぶ音あり）

○議長(田村市郎君)
以上で質疑は終ります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については會議規則第五十一条の規定に従ひ、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原敏子君)

議案第十一号 福生市長選公営立会演説会条々

例を廃止する条例について、反対討論を行います。

この各例の廃止は公職選挙法の改正に伴い廃止されるものとするものです。

この公職選挙法の改正に当たって私も日本共産党は国会でも表明しましたように住民に対して情報の提供を狭めるものではありません。選挙は、主権

者である国民が直接政治に参加する機会であり、この選挙で国民の公正な選択を保障するためには国民の政治に関する関心が高まるこの期間中にこそ有権者に政党や候補者の政策、主張、理念などが十分に提供され、国民の知る権利が最大限に保障されなければなりません。

立会演説会の調書はすべての候補者の演説を聞き、その人物、識見、政見を容易に比較し判断することができると言われています。

市長選挙は市民の生命と暮らしを守る大事な選挙です。そしてできるだけ多くの市民に市政に参加してもらい身近なものとする意味でも立会演説会は必要であり、条例の廃止はすべきではないと考えます。

また、この市長選に公営立会演説会条例の廃止は公職選挙法の改

正のもとでその根拠がなくなったから廃止するのだと、いま説明がありました。私は、市町村には条例制定権があるので、条例改正はしても廃止すべきではないと考えます。公職選挙法第一條について、このように書いてあると思います。

以上、申し述べまして、簡単ではありますが、反対討論といたします。

○議長(田村市郎君) 次に賛成者、九番上野重勝君。

(九番 上野重勝君登壇)

○九番(上野重勝君) 私は、議案第十一号 福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例案に對して、賛成の立場から討論を行います。

本条例廃止案は、昭和五十八年十一月二十九日、公職選挙法の一部改正に伴いまして、それまで法律上に規定をされておりました衆参両院議員の選挙並びに都道府県知事の選挙並びに任意に条例により規定をされておりました市町村長選挙の立会演説会については、公職選挙法の廃止により、あるいはまた公職選挙法第六十四條の三に規定され

ます「選挙運動のためにする演説会は、個人演説会のはかはいかなる名義をもつてするも問わず開催することができ」と明確に法律で規定をされております。

反対者は、この法律に違反をしても条例を制定せよと言うのであろうか、けなはだ疑問とするところであり、わが国の法律は、国民の代表であります衆参両議院の議決を経て公布された民主的な立法措置によるものでございまして、全く反対をする理由は見当たらないのでございします。

以上のことから私はこの条例について賛成の討論を行うものであります。以上で終わります。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で討論は終わります。

これより議案第十一号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数と認めます。よって議案第十一号は、原

○議案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十一議案第十二号 西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本議案について 提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久男君登壇)

○市民部長(井上久男君) 御指名をいただきまして、議案第十二号 西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約について 提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本議案は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢広域処分場の業務開始に伴い、西多摩衛生組合から搬出する廃棄物の運搬業務が新たに生じることになったため規約の一部変更とその関連する条文の一部を整備しようとするものであります。

それでは内容について御説明申し上げます。

本規約の第三条に「組合は、汚物処理施設の建設及び運営に関する

事務を共同処理する」と規定してありますが、これを「組合は、次に掲げる事務を共同処理する」に改め、さらに一号に「し尿処理施設の設置および運営に関すること」、二号に「ごみ処理施設の設置および運営に関すること」、三号に「廃棄物の処理施設から最終処分場までの運搬に関すること」を加え、業務を明確にし事業の円滑を図ろうとするものであります。

なお、附則については施行日を東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものであります。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終ります。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。